

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成21年2月24日から11月16日までの間に364機関について監査を行ったので、同条第9号の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成21年12月10日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
 同 東 方 久 男  
 同 柿 沼 美 幸  
 同 村 石 正 郎

### 平成21年度定期監査の結果に関する報告

#### 第1 監査の概要

##### 1 実施方針

平成21年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等によって適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施しました。

##### 2 対象年度

平成20年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

##### 3 対象機関及び実施期間

監査対象機関364機関（普通会計351機関、企業特別会計13機関）について、平成21年2月24日から11月16日までの間に実施しました。実施機関の一覧は別表2のとおりです。

##### 4 実施状況

(1) 普通会計の実施機関351機関のうち、166機関については実地監査を、185機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	74	72	2
現 地 機 関	277	94	183
計	351	166	185

(2) 企業特別会計の実施機関13機関のうち、8機関については実地監査を、5機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	3	3	0
現 地 機 関	10	5	5
計	13	8	5

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

(5) 工事監査は、重点監査項目を「変更契約」「道路の維持管理（旧道処理）」として実施しました。

重点監査は、テーマを「公共事業に係る国庫補助金の事務費の執行について」として実施しました。  
 付帯調査は、テーマを「高等学校における学校徴収金等について」として実施しました。

## 第2 監査の結果

監査の結果、指導事項又は検討事項としたものは次のとおりです。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により指導し改善を促すとともに、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、事務を所管する機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

なお、指導事項に係る機関以外においては、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

〔普通会計〕

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収 入 事 務	0	15	5	20
契 約 事 務	0	7	2	9
支 出 事 務	0	18	0	18
補 助 金 事 務	0	0	0	0
財 産 管 理 事 務	0	1	0	1
計	0	41	7	48

〔企業特別会計〕

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収 入 事 務	0	0	0	0
契 約 事 務	0	1	0	1
支 出 事 務	0	4	0	4
補 助 金 事 務	0	0	0	0
財 産 管 理 事 務	0	1	0	1
計	0	6	0	6

監査結果の区分は以下のとおりです。

1 指摘事項	明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの
2 指導事項	指摘には至らないが改善を要するもの
3 検討事項	制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

※ 次頁以降の表中の【重点監査】【工事監査】の表示は、それぞれの監査結果であることを示します。

(1) 普通会計

ア 指導事項

分類	指導事項	課所名																														
収入 事務 15件	<p>1 収入未済額の解消に努力を要するもの</p> <p>(1) 県税の収入未済額において、自動車税や不動産取得税などに縮減努力が認められるが、税源移譲により個人県民税が増えたため、総額が増加しているため、一層の努力を要する。</p> <p>[収入未済の状況] (現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成19年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県税</td> <td>6,643,908,597円</td> <td>6,360,329,560円</td> <td>283,579,037円</td> <td>104.5%</td> </tr> <tr> <td>(主な内訳)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①個人県民税</td> <td>4,029,606,074円</td> <td>3,305,176,524円</td> <td>724,429,550円</td> <td>121.9%</td> </tr> <tr> <td>②自動車税</td> <td>1,189,021,836円</td> <td>1,349,418,793円</td> <td>△160,396,957円</td> <td>88.1%</td> </tr> <tr> <td>③不動産取得税</td> <td>685,876,547円</td> <td>752,279,202円</td> <td>△66,402,655円</td> <td>91.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成20年度末	平成19年度末	増減	前年度比	県税	6,643,908,597円	6,360,329,560円	283,579,037円	104.5%	(主な内訳)					①個人県民税	4,029,606,074円	3,305,176,524円	724,429,550円	121.9%	②自動車税	1,189,021,836円	1,349,418,793円	△160,396,957円	88.1%	③不動産取得税	685,876,547円	752,279,202円	△66,402,655円	91.2%	税務課
	区分	平成20年度末	平成19年度末	増減	前年度比																											
	県税	6,643,908,597円	6,360,329,560円	283,579,037円	104.5%																											
	(主な内訳)																															
①個人県民税	4,029,606,074円	3,305,176,524円	724,429,550円	121.9%																												
②自動車税	1,189,021,836円	1,349,418,793円	△160,396,957円	88.1%																												
③不動産取得税	685,876,547円	752,279,202円	△66,402,655円	91.2%																												
	<p>(2) 社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、収入未済の縮減努力が認められるが、引き続き縮減に努力されたい。</p> <p>[収入未済の状況] (現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成19年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>15,516,392円</td> <td>26,054,242円</td> <td>△10,537,850円</td> <td>59.6%</td> </tr> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>8,617,190円</td> <td>9,825,590円</td> <td>△1,208,400円</td> <td>87.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成20年度末	平成19年度末	増減	前年度比	社会福祉施設入所者負担金	15,516,392円	26,054,242円	△10,537,850円	59.6%	心身障害者扶養共済加入者掛金	8,617,190円	9,825,590円	△1,208,400円	87.7%	障害福祉課															
区分	平成20年度末	平成19年度末	増減	前年度比																												
社会福祉施設入所者負担金	15,516,392円	26,054,242円	△10,537,850円	59.6%																												
心身障害者扶養共済加入者掛金	8,617,190円	9,825,590円	△1,208,400円	87.7%																												
	<p>(3) 児童福祉施設入所者負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p> <p>[収入未済の状況] (現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成19年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所者負担金</td> <td>64,826,688円</td> <td>70,128,520円</td> <td>△5,301,832円</td> <td>92.4%</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当過払返納金</td> <td>19,091,820円</td> <td>19,445,520円</td> <td>△353,700円</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>母子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>216,534,300円</td> <td>200,111,539円</td> <td>16,422,761円</td> <td>108.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成20年度末	平成19年度末	増減	前年度比	児童福祉施設入所者負担金	64,826,688円	70,128,520円	△5,301,832円	92.4%	児童扶養手当過払返納金	19,091,820円	19,445,520円	△353,700円	98.2%	母子寡婦福祉資金貸付金	216,534,300円	200,111,539円	16,422,761円	108.2%	こども・家庭福祉課										
区分	平成20年度末	平成19年度末	増減	前年度比																												
児童福祉施設入所者負担金	64,826,688円	70,128,520円	△5,301,832円	92.4%																												
児童扶養手当過払返納金	19,091,820円	19,445,520円	△353,700円	98.2%																												
母子寡婦福祉資金貸付金	216,534,300円	200,111,539円	16,422,761円	108.2%																												
	<p>(4) 看護職員修学資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p> <p>[収入未済の状況] (現年度分と滞納繰越分の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成19年度末</th> <th>増減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>9,026,000円</td> <td>7,868,000円</td> <td>1,158,000円</td> <td>114.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成20年度末	平成19年度末	増減	前年度比	看護職員修学資金貸付金	9,026,000円	7,868,000円	1,158,000円	114.7%	医療政策課																				
区分	平成20年度末	平成19年度末	増減	前年度比																												
看護職員修学資金貸付金	9,026,000円	7,868,000円	1,158,000円	114.7%																												

分類	指導事項					課所名
	(5) 不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。					廃棄物 監視指導課
	〔収入未済の状況〕(滞納繰越分)					
	区 分	平成20年度末	平成19年度末	増 減	前年度比	
	医療系廃棄物(平成12年度)	252,925,389円	252,935,389円	△10,000円	100.0%	
硫酸ピッチ(平成15年度)	33,005,894円	33,029,223円	△23,329円	99.9%		
収入 事務	(6) 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。					経営支援課
	〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)					
	区 分	平成20年度末	平成19年度末	増 減	前年度比	
	高度化資金貸付金	997,416,166円	1,011,293,464円	△13,877,298円	98.6%	
設備近代化資金貸付金	78,942,807円	85,032,800円	△6,089,993円	92.8%		
	(7) 農業改良資金貸付金及び漁業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。					農村振興課
	〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)					
	区 分	平成20年度末	平成19年度末	増 減	前年度比	
	農業改良資金貸付金	83,070,000円	79,654,000円	3,416,000円	104.3%	
漁業改善資金貸付金	10,611,975円	10,711,975円	△100,000円	99.1%		
	(8) 林業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。					信州の木 振興課
	〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)					
	区 分	平成20年度末	平成19年度末	増 減	前年度比	
	林業改善資金貸付金	22,728,881円	23,188,881円	△460,000円	98.0%	

分類	指 導 事 項	課所名																																								
収入 事務	<p>(9) 県営住宅使用料において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p> <p>[収入未済の状況]</p> <table border="1" data-bbox="300 353 1248 533"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成19年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td>200,987,503円</td> <td>186,654,855円</td> <td>14,332,648円</td> <td>107.7%</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 現年度分</td> <td>100,076,394円</td> <td>87,964,236円</td> <td>12,112,158円</td> <td>113.8%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>100,911,109円</td> <td>98,690,619円</td> <td>2,220,490円</td> <td>102.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金（契約解除後も引き続き入居していた期間の家賃相当額）においても、現年度分に収入未済の縮減努力が認められるが、一層の努力を要する。</p> <p>[収入未済の状況]</p> <table border="1" data-bbox="300 766 1248 945"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成19年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害賠償金</td> <td>75,098,505円</td> <td>68,665,853円</td> <td>6,432,652円</td> <td>109.4%</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 現年度分</td> <td>11,651,048円</td> <td>23,792,103円</td> <td>△12,141,055円</td> <td>49.0%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>63,447,457円</td> <td>44,873,750円</td> <td>18,573,707円</td> <td>141.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成20年度末	平成19年度末	増 減	前年度比	県営住宅使用料	200,987,503円	186,654,855円	14,332,648円	107.7%	(内訳) 現年度分	100,076,394円	87,964,236円	12,112,158円	113.8%	滞納繰越分	100,911,109円	98,690,619円	2,220,490円	102.2%	区 分	平成20年度末	平成19年度末	増 減	前年度比	損害賠償金	75,098,505円	68,665,853円	6,432,652円	109.4%	(内訳) 現年度分	11,651,048円	23,792,103円	△12,141,055円	49.0%	滞納繰越分	63,447,457円	44,873,750円	18,573,707円	141.4%	住 宅 課
	区 分	平成20年度末	平成19年度末	増 減	前年度比																																					
	県営住宅使用料	200,987,503円	186,654,855円	14,332,648円	107.7%																																					
	(内訳) 現年度分	100,076,394円	87,964,236円	12,112,158円	113.8%																																					
滞納繰越分	100,911,109円	98,690,619円	2,220,490円	102.2%																																						
区 分	平成20年度末	平成19年度末	増 減	前年度比																																						
損害賠償金	75,098,505円	68,665,853円	6,432,652円	109.4%																																						
(内訳) 現年度分	11,651,048円	23,792,103円	△12,141,055円	49.0%																																						
滞納繰越分	63,447,457円	44,873,750円	18,573,707円	141.4%																																						
収入 事務	<p>(10) 高等学校等奨学金貸付金、高等学校遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p> <p>[収入未済の状況]（現年度分と滞納繰越分の合計）</p> <table border="1" data-bbox="300 1249 1248 1563"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成19年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学金貸付金</td> <td>32,394,000円</td> <td>24,560,300円</td> <td>7,833,700円</td> <td>131.9%</td> </tr> <tr> <td>高等学校遠距離通学費貸付金</td> <td>17,073,385円</td> <td>15,180,035円</td> <td>1,893,350円</td> <td>112.5%</td> </tr> <tr> <td>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</td> <td>792,000円</td> <td>684,000円</td> <td>108,000円</td> <td>115.8%</td> </tr> <tr> <td>地域改善高等学校等進学奨励金貸付金</td> <td>87,785,741円</td> <td>72,184,731円</td> <td>15,601,010円</td> <td>121.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成20年度末	平成19年度末	増 減	前年度比	高等学校等奨学金貸付金	32,394,000円	24,560,300円	7,833,700円	131.9%	高等学校遠距離通学費貸付金	17,073,385円	15,180,035円	1,893,350円	112.5%	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	792,000円	684,000円	108,000円	115.8%	地域改善高等学校等進学奨励金貸付金	87,785,741円	72,184,731円	15,601,010円	121.6%	高校教育課															
	区 分	平成20年度末	平成19年度末	増 減	前年度比																																					
高等学校等奨学金貸付金	32,394,000円	24,560,300円	7,833,700円	131.9%																																						
高等学校遠距離通学費貸付金	17,073,385円	15,180,035円	1,893,350円	112.5%																																						
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	792,000円	684,000円	108,000円	115.8%																																						
地域改善高等学校等進学奨励金貸付金	87,785,741円	72,184,731円	15,601,010円	121.6%																																						
	<p>2 使用料の算定を誤っていたもの</p> <p>小諸キャンパスにおける自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定において、設置される建物の評価額に100分の6.3を乗じて算定すべきところ、誤って100分の6を乗じて算定したため、1,306円少なく徴収していた。</p>	農業大学校																																								

分類	指 導 事 項	課所名
収入 事務	3 その他収入に関する事務処理が適切でないもの	
	<p>(1) 滞納債権としての管理</p> <p>社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が運動団体を通じて個人へ貸し付けた同和地区福祉資金は、平成13年度をもって新たな貸付を終了し、現在は滞納債権の督促・返還事務のみを行っていますが、平成20年度末現在38,944,000円が滞納となっています。当該資金は、県からの貸付金を原資としているため、県社協における滞納額は、県にとっても実質的な滞納債権です。</p> <p>しかし、県と県社協の間では、毎年度、滞納相当額を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に全額返還を受ける短期貸付として処理しているため、年度末の貸付残高がなく、前述した実質的な滞納債権が県の決算上表示されない状況となっているので、財産管理上適切でないと考えます。</p> <p>県社協と協議の上、貸付方法を見直すなど実態が明確となる財産管理に改善されたい。</p>	人権・男女 共同参画課
	<p>(2) 返還金の取扱い</p> <p>社会福祉法人長野県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、県から交付された補助金を原資として介護福祉士養成施設の学生に対して修学資金を貸与していました。貸与を受けた学生は、卒業後1年以内に県内施設に就職し、一定期間就業すれば返還を免除されますが、この条件に該当しない場合は事業団へ返還することとされています。</p> <p>新たな貸与は平成17年度をもって終了していますが、事業団は返還された金額から債権管理に係る事務費を控除した額を県へ返還しています。</p> <p>県への返還金の取扱いについては、社会福祉事業団運営費等補助金交付要綱の様式に金額の算定方法があるものの、要綱本文には記載がないため明記するとともに、年度ごと今後の返還予定額を明確にし管理されたい。</p>	福祉政策課
	<p>(3) 建物内に設置されている公衆電話について、NTTから委託手数料を得て収入手続を行っているが、通話料を保管する専用口座の預金利子を一般会計の雑入として収入すべきところ、専用口座で管理したまま手続をしていなかった。</p>	総合リハビリ テーション センター
<p>(4) 入学時に徴収する学校徴収金のうち学級費を管理する預金通帳と届出印の保管について、別々の者が行うべきところ、同一人により行われていた。</p> <p style="text-align: right;">【付帯調査】</p>	白 田 高 等 学 校  高校教育課	

分類	指 導 事 項	課所名
契約 事務 7件	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの	北 信 地方事務所 (林務課)
	<p>「平成20年度県単治山事業第1号工事請負契約」(予定価格598,500円)は、「緊急に修補する必要がある」として近接して施工中の工事業者と随意契約していたが、この際、予定価格の算定に当たって近接工事と合算調整して諸経費を算定すべきところ、これを誤ったため84,000円が過大となっていた。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの	住 宅 課
	(1) 県営住宅における緊急修繕業者の選定について、「毎年同じ業者を選定している場合が多く、新規参入が困難な状況となっており、公正で公平な工事発注の観点から適切でない」との観点から公募制を採用したが、その際の応募要件として「過去に県営住宅の修繕工事を実施した実績があること。」を付したことは過度の制約であるので必要最小限のものとすべきであった。	
	(2) 随意契約による「廃棄薬品収集運搬処分業務委託」(予定価格946,995円)及び「阿南支所庁舎清掃業務委託」(予定価格423,150円)について、請負人選定調書を作成していなかった。	飯田保健 福祉事務所
3 見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの	松 本 地方事務所 (地域政策課)	
<p>消防設備点検結果に基づく修繕「防火ダンパー取替修繕」(契約金額987,000円)他3件について、「不良箇所の状況を熟知している」等の理由により消防設備点検業者のみから見積書を徴取し随意契約していたが、「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時」など財務規則第136条の2に規定される「1人の者から見積書を徴することができる」いずれの場合にも該当しないため複数の業者から見積書を徴する必要があった。</p>		

分類	指導事項	課所名
契約 事務	4 その他契約に関する事務処理が適切でないもの	
	(1) 一般競争入札により実施した「学内清掃業務委託」(契約金額3,622,500円)について、落札決定の日から5日以内に契約を締結していなかった。	短期大学
	(2) 随意契約により実施した分析装置の保守管理業務、庁舎管理業務など10件の委託契約について、採用決定の日から5日以内に契約を締結していなかった。	環境保全 研究所
	(3) 産業廃棄物処理業務の委託契約 随意契約により実施した「不燃物等産業廃棄物収集運搬処理業務委託」(契約金額184,296円)は特定家庭用機器再商品化法の対象となる洗濯機、冷蔵庫及びテレビ(以下「家電製品3点」という。)を含む廃棄物の収集運搬及び処分業務を委託したものである。 この際、業者選定において選定した5者のうち1者は収集運搬の許可しか有していなかったこと、また、排出者である県が自ら行う必要のある家電製品3点にかかるリサイクル料金の支払まで含めて契約を締結していることなど、一連の事務処理が適切に行われていなかった。	長野吉田 高等学校



分類	指 導 事 項	課所名
支出 事務  18件	1 旅費の返納又は追給を要するもの	
	(1) 長野市から新見市及び西条市への各出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより、それぞれ1,980円及び2,040円が過払いとなっていた。	短期大学
	(2) 箕輪町から岡山市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用せず、また、新幹線と在来線特急の乗継割引を適用しなかったことにより3,680円が過払いとなっていた。	福祉大学校
	(3) 諏訪市から広島市及び盛岡市への各出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより、それぞれ2,040円が過払いとなっていた。	諏訪湖健康学園
	(4) 松本市から別府市への出張旅費について、JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,580円が過払いとなっていた。	工業技術総合センター 環境・情報部 門
	(5) 大阪市から福岡市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより3,760円(2名分)が過払いとなっていた。	大阪事務所 大阪観光情報センター
	(6) 塩尻市から八代市及び熊本市及び東広島市への各出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより、それぞれ2,680円、2,600円及び1,920円が過払いとなっていた。	野菜花き試験場
(7) 上久堅小学校が1泊2日の日程で実施した東京方面への修学旅行引率にかかる旅費について、現に支払った夕食代を旅行雑費により支給したにもかかわらず、食卓料の夕食代相当額として1人当たり1,500円を重複支給していたため、4,500円(3名分)が過払いとなっていた。	南信教育事務所	

分類	指導事項	課所名
支出 事務	(8) 長野市及び松本市から松江市への各出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより、それぞれ4,200円(2名分)及び2,040円が過払いとなっていた。 また、長野市から広島市への出張旅費についても同じ理由により2,100円が過払いとなっていた。	県立歴史館
	(9) 岡谷市から松山市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,160円が過払いとなっていた。	岡谷工業高等学校
	(10) 松本市から松山市への出張旅費について、復路において新幹線と在来線特急の乗継割引を適用しなかったことにより1,610円が過払いとなっていた。	松本工業高等学校
	(11) 宿泊したホテルにおいて教科研究のために参加した講座の内容をまとめる目的で借りたパソコンの使用料1,000円を立替払い、旅行雑費から支出していた。	松本蟻ヶ崎高等学校
	(12) 松本市から熊本市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,600円が過払いとなっていた。	豊科高等学校
	(13) 安曇野市から熊本市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,680円が過払いとなっていた。	寿台養護学校
	(14) 飯田市から島原市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,380円が過払いとなっていた。	飯田養護学校
	2 工事請負費の執行が適切でないもの	
	<p>「平成19年度地域防災対策総合治山事業第3号工事請負契約」(請負金額32,256,000円)において、幅員3.0mの林道が流路を斜めに横断する設計としたため、ボックスカルバートを長さ15.0mにわたって改築していたが、橋梁形式との工法比較や周辺の地権者に協力を求めて林道線形を見直すなどの経済性を考慮した比較検討が行われていなかった。</p> <p style="text-align: center;">【工事監査】</p>	北安曇地方事務所 (林務課)

分類	指導事項	課所名
支出 事務	3 支出科目が適切でないもの	
	携帯電話を所持していない教諭が修学旅行での連絡等に使用する目的で借りた携帯電話の借上料 10,500 円について、立替払し旅行雑費から支出していた。携帯電話の借上料は「使用料及び賃借料」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	松本工業高等学校
	4 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの	
	「平成20年度千曲川流域下水道維持管理設計業務」(契約金額3,801,000円)は、管路ゲート修繕設計2基、坂路設計1基及び開閉器設計2基について実施したものである。 このうち、坂路設計については、水処理施設覆蓋上の草刈り作業を同時期に備品購入した乗用草刈機で行うための登坂用鋼製坂路1基の設計業務を実施したものであるが、この際、乗用草刈機の最小回転半径に対し折り返し部の全幅が小さいため、実際には曲がるのが難しい構造となっているなど成果品の一部に不備が見られ、完了検査に関する事務処理が適切でなかった。 <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	千曲川流域下水道建設事務所
5 その他支出に関する事務処理が適切でないもの		
	平成18年3月及び4月に支払った謝金等から源泉徴収した所得税について、納期限(平成18年4月10日及び5月10日)を越えて平成20年5月に納付したため、不納付加算税及び延滞税18,400円を徴収された。	佐久地方事務所(農政課)

分類	指導事項	課所名
財産 管理 事務 1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの	
	行政財産使用許可期間が平成20年3月31日までとなっていた街灯及び消火栓について、継続使用しているものの、期間内に許可更新にかかる手続を行っていなかった。	短期大学

## イ 検討事項

分類	検討事項	所管課所
	<p>(1) 生活保護費返還金の調定手続の変更</p> <p>平成20年度における生活保護法第63条、第77条及び第78条の規定による「返納金、徴収金、その他の収入」の調定額は35,056,846円であり、これに対する収入額は30,598,381円、不納欠損額は141,585円、未収額は4,316,880円です。しかし、これ以外に調定されていないものの返還すべき額が平成20年度末現在8,302,875円あります。</p> <p>これは、返還すべき額が決まっているものの、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6、財務規則第252条及び第31条第2項）により低所得者に対し分割調定及び分割納付を認めた結果であり、徴収手続上は問題ありませんが、債権管理上は未調定額も未収債権として計上し管理すべきと考えます。</p> <p>履行延期の特約によらなくとも、分納誓約書により分割納付を認めれば債務者に対する効果は同じであると考えられますので、返還理由が生じた時点で返還すべき総額を調定するよう検討すること。</p>	地域福祉課
収入事務 5件	<p>(2) 長野県国民健康保険団体連合会から支払われる診療費等について、査定減が多く発生しており、また、診療報酬の請求漏れも懸念されることから、診療報酬明細書（レセプト）請求に関する精度調査を実施し、改善策を検討すること。</p>	総合リハビリテーションセンター
	<p>(3) 学生寮は校舎と一体建築のため、光熱水費として寮生1名当たり月額4,000円を徴収し、私費会計で管理していますが、雑入として県歳入へ受け入れるよう検討すること。</p>	木曾看護専門学校
	<p>(4) 宿泊費用の管理方法の見直し</p> <p>シーツ等借り上げ代、布団等クリーニング代、カーテン代、虫駆除費用、賃金、新聞代などに充てるため、宿泊費用として600円を実費として徴収し、私費会計で管理していますが、平成20年度の収入額は187万円と大きな金額です。</p> <p>このうち布団等クリーニング代は、県施設の物品管理にかかる費用のため、私費会計には馴染まないで公金として管理すべきであり、また、カーテン代及び賃金の費用は徴収すべきものではないと考えます。</p> <p>実費として徴収する額が要綱等により定められていないので、適正な実費額を定めて明記するとともに、雑入として県の歳入へ受け入れるよう検討すること。</p>	総合教育センター 教学指導課

分類	検討事項	所管課所
収入 事務	<p>(5) クリーニング代の管理方法の見直し</p> <p>クリーニング代として500円(布団300円、シーツ等200円)を実費として徴収し、私費会計で管理しています。このうち布団のクリーニング費用は、30万円程度で2年に1回実施しているため、それまでの間は専用口座で管理しています。</p> <p>布団等クリーニング代は、県施設の物品管理にかかる費用のため、私費会計には馴染まないこと及び現金の保管期間も最長2年にわたることから、公金として管理すべきと考えます。</p> <p>実費として徴収する額が要綱等により定められていないので、適正な実費額を定めて明記するとともに、雑入として県の歳入へ受け入れるよう検討すること。</p>	山岳総合 センター  スポーツ課

分類	検討事項	所管課所
契約 事務	<p>(1) 入札制度運用の見直し</p> <p>北信発電管理事務所発注の発電所電気設備修繕工事は、機器費の大半をA社の見積価格を採用して予定価格を算定し、受注希望型競争入札に付した。</p> <p>入札の結果、2社から応札があり、A社は失格基準価格により失格し、B社が落札していたが、契約後のB社の施工体制を確認したところ、A社が応札額と同額で下請施工していた。結果論ではあるが、現行入札制度にのっとったがゆえに、割高な契約となってしまったと思われます。</p> <p>本件工事のように、工事費用の大半が特定の施工業者の見積に基づいて算定する電気・機械工事等については、予定価格の基盤がもともと不安定であるので、予定価格をベースとした失格基準価格を一律に当てはめることは無理があります。</p> <p>例えば、失格基準価格を適用せず低入札価格調査制度を適用する一般競争入札を行うなど入札制度の運用を検討すること。</p> <p style="text-align: right;">【工事監査】</p>	建設政策課 技術管理室  企業局 事業課
2件	<p>(2) デジタル印刷機導入方法の見直し</p> <p>県立高校では、生徒への配布物等を多量に印刷する必要があるため、デジタル印刷機の使用頻度が高く、インク及びマスター（以下「消耗品」という。）の年間購入金額が多額となっています。</p> <p>調査を実施した高校においては、いずれも当該印刷機の納入業者からインク及びマスターを購入しており、そのうち当該納入業者のみから見積書を徴取し契約を締結していた高校が半数ありました。</p> <p>また、印刷機本体の購入価格は定価の1割程度と安く、その納入業者から消耗品を多額に購入している事例が多いことを併せて考えると、消耗品の販売のためにデジタル印刷機の低額販売を行っているのではないかと思います。</p> <p>このため、デジタル印刷機及び消耗品の購入に関して以下のとおり調査及び検討すること。</p> <p>ア デジタル印刷機及び消耗品の購入に当たり競争性が保たれているか調査すること。</p> <p>イ デジタル印刷機の調達について、本体の購入価格のみでなく使用期間中の消耗品購入代金や修理代などのランニングコストを含めて総合的に比較すること。</p>	高校教育課

## (2) 企業特別会計

## ア 指導事項

分類	指導事項	課所名
契約 事務 1件	1 契約書又は請書が作成されていないもの	上田水道 管理事務所
	随意契約により実施した無機酸分解装置一式の購入にかかる契約（契約金額1,401,540円）について、相手方から請書を徴していたが、契約書を作成すべきであった。	

分類	指導事項	課所名
支出 事務 4件	1 旅費の返納又は追給を要するもの	駒ヶ根病院
	(1) 駒ヶ根市から福岡市への出張旅費（駒ヶ根市から名古屋市の往復は高速バスを使用）について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより名古屋市から福岡市までの往復運賃2,180円が過払いとなっていた。	
	(2) 木曾町から一関市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,040円が過払いとなっていた。	
	(3) 安曇野市から一関市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより1,920円が過払いとなっていた。	こども病院
	2 支出科目が適切でないもの	木曾病院
公用車で出張し、途中で給油したガソリン代3,000円について、立替払し旅行雑費から支出していた。ガソリン代は燃料費から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。		